**福祉児童運賃割引証等の発行に関する事務取扱要綱**

（平成22年3月30日交通事業管理者決裁）

（趣旨）

第１条　この要綱は，仙台市乗合自動車運賃条例施行規程（平成22年交通局規程第1号。以下「自動車規程」という。）第15条第1項第1号及び第2号並びに仙台市高速鉄道運賃条例施行規程（昭和62年仙台市交通局規程第10号。以下「高速鉄道規程」という。）第22条第1項第1号及び第2号に定める福祉児童運賃割引証及び福祉児童付添人運賃割引証の発行に関し，必要な事項を定めるものとする。

（発行対象者）

第2条　福祉児童運賃割引証は，次の各号に掲げる発行要件の一に該当する者（以下「福祉児童」という。）に対し発行するものとする。

一　児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児童福祉法」という。）第12条の4の規定により児童相談所に設置される一時保護施設において一時保護の措置を受けている児童

二　児童福祉法第41条に規定する児童養護施設に入所する児童

三　児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設に入所する児童

四　児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターに通所する児童

五　児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設に入所又は通所する児童

六　児童福祉法第44条に規定する児童自立支援施設に入所する児童

2　福祉児童付添人運賃割引証は，次の各号に掲げる発行要件の一に該当する者（以下「付添人」という。）に対し発行するものとする。

一　福祉児童の保護者

二　福祉児童が在籍する施設（前項第1号の一時保護施設，第2号の児童養護施設，第3号の障害児入所施設，第4号の児童発達支援センター，第5号の児童心理治療施設及び第6号の児童自立支援施設をいう。以下同じ。）の職員

3　福祉児童のうち，次の各号に掲げる書類（以下「手帳等」という。）の交付を受けている者にあっては，第1項の規定に関わらず，福祉児童運賃割引証を発行しないものとする。

一　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に定める身体障害者手帳

二　知的障害者に係る療育手帳

三　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により宮城県又は仙台市が発行する精神障害者保健福祉手帳

4　福祉児童付添人運賃割引証は，福祉児童が第1項各号に掲げる発行要件の一に該当し，かつ，福祉児童が前項各号に掲げる手帳を所持しない場合に限り発行するものとする。

5　第2項第1号に掲げる付添人（以下「福祉児童の保護者たる付添人」という。）に係る福祉児童付添人運賃割引証は，福祉児童１人につき１枚を発行するものとする。

6　第2項第2号に掲げる付添人（以下「施設の職員たる付添人」という。）に係る福祉児童付添人運賃割引証は，原則として当該施設に在籍する児童の付添いに同時に必要な枚数に限り発行するものとする。

（福祉児童運賃割引証等の様式）

第3条　各運賃割引証の様式は，福祉児童運賃割引証にあっては様式第1号，福祉児童の保護者たる付添人に係る福祉児童付添人運賃割引証にあっては様式第2号，施設の職員たる付添人に係る福祉児童付添人運賃割引証にあっては様式第3号によるものとする。

（発行手続き）

第4条　福祉児童運賃割引証の発行を受けようとする者（以下「発行希望者」という。）が在籍する施設の長は，福祉児童運賃割引証及び福祉児童付添人運賃割引証の発行について福祉児童運賃割引証発行申請書（新規・継続）（様式第4号）により仙台市交通事業管理者（以下「管理者」という。）へ申請するものとする。

2　管理者は，前項の申請に係る発行希望者が第2条に定める発行要件の一に該当すると認めたときは福祉児童運賃割引証及び福祉児童付添人運賃割引証を発行し，福祉児童運賃割引証発行通知書（様式第5号）により当該施設の長あて送付するものとする。

（有効期間）

第5条　福祉児童運賃割引証及び福祉児童付添人運賃割引証の有効期間は，発行日から，当該発行日の属する年度の末日までとする。

（福祉児童運賃割引証等の使用）

第6条　第4条の規定により福祉児童運賃割引証又は福祉児童付添人運賃割引証の発行を受けた者（以下「割引証所持者」という。）が普通旅客運賃及び本市の一般乗合旅客自動車に係る特別旅客運賃の割引を受けようとするときは，乗務員又は駅務員へこれを呈示しなければならない。

2　割引証所持者は，自動車規程第18条第1項第1号及び高速規程第23条第1項第2号に規定する定期乗車券（以下「各種定期券」という。）の購入にあたって定期旅客運賃の割引を受けようとするときは係員に割引証を呈示するとともに，購入した各種定期券の使用にあたっては割引証を携行し，乗務員又は駅務員から求められたときはこれを呈示しなければならない。

（福祉児童付添人運賃割引証の使用）

第7条　福祉児童付添人運賃割引証の所持者は，福祉児童運賃割引証所持者の付添い以外の目的で割引証を使用してはならない。

2　福祉児童付添人運賃割引証の所持者は，割引証の呈示により定期旅客運賃の割引を受けて購入した各種定期券を，福祉児童運賃割引証所持者の付添い以外の目的で使用してはならない。

3　福祉児童の保護者に係る福祉児童付添人運賃割引証の呈示により運賃の割引を認める保護者の人数は，福祉児童１人につき原則２人までとする。ただし，福祉児童運賃割引証所持者の障害の程度によりこれに寄りがたい場合は，この限りでない。

4　施設の職員に係る福祉児童付添人運賃割引証の呈示による運賃の割引は，当該施設の職員に限り認めるものとする。

5　福祉児童運賃割引証所持者が在籍する施設の行事等において，福祉児童の保護者たる福祉児童付添人運賃割引証所持者及び当該施設の職員たる福祉児童付添人運賃割引証所持者が同時に福祉児童運賃割引証所持者の付添いを行う場合は，当該保護者たる福祉児童付添人運賃割引証所持者及び第3項に規定する福祉児童の保護者に係る福祉児童付添人運賃割引証所持者以外の保護者並びに当該施設の職員たる福祉児童運賃割引証所持者のそれぞれについて運賃の割引を認めるものとする。

（運賃の割引）

第8条　割引証所持者が割引証を呈示した場合の普通旅客運賃及び定期旅客運賃並びに本市の一般乗合旅客自動車に係る特別旅客運賃の額は，自動車規程第14条第2項各号及び高速鉄道規程第21条第2項に定める額とする。

2　（削除）

（譲渡等の禁止）

第9条　割引証所持者は，割引証を他人に譲渡し，若しくは貸与し，又は担保に供してはならない。

（割引証の汚損）

第10条　有効期間中の割引証を汚損した場合は，管理者は当該割引証と引き換えに割引証を再交付するものとする。

2　前項に規定する割引証の再交付を受けようとする者が在籍する施設の長は，福祉児童運賃割引証再発行申請書（様式第6号）に汚損した割引証を添えて管理者へ申請するものとする。

3　管理者は，前項の申請を受けて割引証を再発行し，福祉児童運賃割引証再発行通知書（様式第7号）により当該施設の長あて送付するものとする。

（割引証の紛失）

第11条　有効期間中の割引証を紛失した場合は，割引証の再交付は行わない。ただし，管理者が紛失にやむを得ない事情があると認めたときは，再交付するものとする。

2　前項ただし書きに規定する割引証の再交付を受けようとする者が在籍する施設の長は，福祉児童運賃割引証再発行申請書（様式第6号）に当該割引証を紛失した事由を記載のうえ，管理者へ申請するものとする。

3　管理者は，前項の申請について割引証の紛失にやむを得ない事情があると認めたときは，割引証を再発行し，福祉児童運賃割引証再発行通知書（様式第7号）により当該施設の長あて送付するものとする。

（割引証所持者の転居等に伴う割引証の書換え）

第12条　福祉児童運賃割引証所持者及びその保護者たる福祉児童付添人運賃割引証所持者が転居し、又は福祉児童運賃割引証所持者が氏名を変更した場合であって，かつ，在籍する施設の異動を伴わないときは，当該施設の長は，福祉児童運賃割引証書換発行申請書（様式第8号）により当該福祉児童及びその保護者の所持する割引証の住所の書換えを申請するものとする。

2　管理者は，前項の申請を受けて割引証の書換えを行い，福祉児童運賃割引証書換発行通知書（様式第9号）により当該施設の長あて送付するものとする。

3　前項の書換え後の割引証の送付を受けた施設の長は，第1項に規定する福祉児童及びその保護者の所持する従前の割引証と引換えに，書換え後の割引証を福祉児童及びその保護者に交付するものとする。

4　第1項に規定する福祉児童運賃割引証所持者及びその保護者たる福祉児童付添人運賃割引証所持者は，書換え後の割引証の交付を受けるまでの間，従前の割引証を使用することができるものとする。

（割引証所持者の施設間異動）

第13条　福祉児童たる割引証所持者が在籍する施設から異動する場合であって，かつ，異動後もなお第2条第1項各号に掲げる発行要件の一に該当するとき（以下「施設間異動」という。）は，福祉児童運賃割引証所持者が在籍していた従前の施設の長は，福祉児童運賃割引証所持者転出報告書（様式第10号）により管理者へ報告するものとする。

2　前項の場合において，福祉児童運賃割引証所持者が異動した先の施設の長は，福祉児童運賃割引証発行申請書（新規・継続）（様式第４号）により，当該福祉児童及びその保護者に係る割引証の発行について管理者へ申請するものとする。

3　管理者は，前項の申請を受けて割引証を継続発行し，福祉児童運賃割引証発行通知書（様式第5号）により当該異動した先の施設の長あて送付するものとする。

4　前条第3項及び第4項の規定は，前項の規定により継続発行された割引証について準用する。この場合において，「書換え後の割引証」とあるのは，「継続発行された割引証」と読み替えるものとする。

（割引証の返納）

第14条　有効期限内の割引証を所持する者が下記の表の「事由」の欄に掲げる事由のいずれかに該当するときは，同表の「届出者」の欄に掲げる施設の長は，福祉児童運賃割引証返納届出書（様式第11号）により，同表の「割引証」の欄に掲げる割引証を管理者へ返納しなければならない。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事由 | 割引証 | 届出者 |
| 一　福祉児童運賃割引証所持者が第2条第1項各号に掲げる発行要件に該当しなくなった場合 | 福祉児童及びその保護者が所持する割引証 | 福祉児童運賃割引証所持者が在籍していた施設の長 |
| 二　福祉児童運賃割引証所持者が第2条第2項各号に掲げる手帳を取得した場合 | 福祉児童及びその保護者が所持する割引証 | 福祉児童運賃割引証所持者が在籍する施設の長 |
| 三　転居又は氏名変更した福祉児童運賃割引証所持者及び転居したその保護者たる福祉児童付添人運賃割引証所持者が第12条第３項の規定により住所等書換え後の割引証の交付を受けた場合 | 福祉児童及びその保護者が所持する従前の割引証 | 福祉児童運賃割引証所持者が在籍する施設の長 |
| 四　福祉児童運賃割引証所持者の施設間異動のため，当該福祉児童運賃割引証所持者及びその保護者たる福祉児童付添人運賃割引証所持者が，第13条第４項が準用する第12条第３項の規定により継続発行された割引証の交付を受けた場合 | 福祉児童及びその保護者が所持する従前の割引証 | 当該異動した先の施設又の長 |
| 五　福祉児童運賃割引証所持者及びその保護者たる福祉児童付添人運賃割引証所持者が第一号から第四号に掲げる事由の一に該当したことにより，当該施設に福祉児童運賃割引証所持者が存在しなくなった場合 | 施設の職員が所持する割引証 | 当該施設の長 |
| 六　その他福祉児童運賃割引証及び福祉児童付添人運賃割引証が不要となった場合 | 不要となった割引証 | 福祉児童運賃割引証所持者が在籍する施設の長 |

２　有効期限を過ぎた割引証にあっては，管理者への返納を要しないものとする。

（割引証の返還）

第15条　管理者は，割引証所持者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは，割引証の返還を命じ，以後の交付を行わないことができる。

一　偽りその他不正の申請によって割引証の交付を受けたとき

二　割引証を不正に使用したとき

三　第9条に規定する禁止行為を行ったとき

附　則

この要綱は，平成22年4月1日から実施する。

　　　附　則（平成27年4月1日改正）

この改正は，平成27年4月1日から実施する。

附　則（平成28年3月23日改正）

この改正は，平成28年4月1日から実施する。

　　附　則（平成29年3月21日改正）

この改正は，平成29年4月1日から実施する。

　　附　則（平成30年3月29日改正）

この改正は，平成30年4月1日から実施する。

　附　則（平成31年4月26日改正）

　この改正は、平成31年4月26日から実施する。

　　　附　則（令和2年3月30日改正）

　この改正は、令和2年4月1日から実施する。

附　則（令和3年3月24日改正）

　この改正は、令和3年3月24日から実施する。

様式第4号（第4条，第13条関係）

（　文　書　番　号　）

　　年　　月　　日

仙台市交通事業管理者　あて

（施設名）

（施設長名）

**福祉児童運賃割引証発行申請書（新規・継続）**

当施設に在籍する下記の児童について，身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳を所持していないことを保護者へ確認しましたので，当該児童及びその付添人について，下記のとおり福祉児童運賃割引証及び福祉児童付添人運賃割引証の発行を申請します。

また，継続発行申請の場合，発行された割引証は従前の割引証と引換えに福祉児童及び保護者に交付し，従前の割引証は後日返納いたします。

記

１　申請枚数

福祉児童　　　　枚，付添人（保護者）用　　　　枚，付添人（職員）用　　　　枚

２　福祉児童運賃割引証の発行申請に係る福祉児童及び保護者の住所・氏名

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 学年 | 福祉児童の氏名 | 生年月日 | 保護者の氏名 | 住所 | 新規・継続の別 |
|  |  |  |  |  | 新規継続 |
|  |  |  |  |  | 新規継続 |
|  |  |  |  |  | 新規継続 |
|  |  |  |  |  | 新規継続 |

※　本年度中に次年度分の発行を申請するときは，「学年」欄を「新○年」と記載すること。

３　福祉児童付添人運賃割引証の発行申請に係る施設の所在地

|  |
| --- |
| 施設の所在地 |
|  |

様式第5号（第4条，第13条関係）

（　文　書　番　号　）

　　年　　月　　日

（施設名）

（施設長名）様

仙台市交通事業管理者　○○　○○

**福祉児童運賃割引証発行通知書**

　　年　　月　　日付（文書番号）で申請のありました標記の件につきまして，下記のとおり発行いたします。

記

１　発行枚数

福祉児童用　　　　枚，付添人（保護者）用　　　　枚，付添人（職員）用　　　　枚

２　福祉児童運賃割引証及び福祉児童付添人運賃割引証（保護者用）の発行番号

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 福祉児童の氏名 | 福祉児童運賃割引証の番号 | 福祉児童付添人運賃割引証の番号 | 新規・継続の別 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

３　福祉児童付添人運賃割引証（職員用）の発行番号

|  |
| --- |
| 福祉児童付添人運賃割引証の番号 |
|  |

※　継続発行の場合，福祉児童及びその保護者が所持する従前の割引証は，「福祉児童運賃割引証返納届出書」（様式第11号）により，後日返納してください。

様式第6号（第10条関係）

（　文　書　番　号　）

　　年　　月　　日

仙台市交通事業管理者　あて

（施設・学校名）

（施設長・学校長名）

**福祉児童運賃割引証再発行申請書**

汚損

下記の者が所持する割引証を　　　　　したため，下記のとおり福祉児童運賃割引証及び

紛失

福祉児童付添人運賃割引証の再発行を申請します。

記

１　福祉児童運賃割引証及び福祉児童付添人運賃割引証の再発行申請に係る者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 割引証所持者氏名 | 発行区分（いずれかに○） | 所持する割引証の番号 | 汚損・紛失の別（いずれかに○） |
|  | 福祉児童・保護者・職員 |  | 汚損・紛失 |
|  | 福祉児童・保護者・職員 |  | 汚損・紛失 |
|  | 福祉児童・保護者・職員 |  | 汚損・紛失 |
|  | 福祉児童・保護者・職員 |  | 汚損・紛失 |
|  | 福祉児童・保護者・職員 |  | 汚損・紛失 |

※「汚損」の場合は，汚損した割引証を添付すること。

２　汚損・紛失の理由

様式第7号（第10条関係）

（　文　書　番　号　）

　　年　　月　　日

（施設名）

（施設長名）様

仙台市交通事業管理者　○○　○○

**福祉児童運賃割引証再発行通知書**

　　年　　月　　日付（文書番号）で申請のありました標記の件につきまして，下記のとおり再発行いたします。

記

１　福祉児童運賃割引証及び福祉児童付添人運賃割引証の再発行に係る者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 割引証所持者氏名 | 発行区分 | 再発行する割引証の番号 |
|  | 福祉児童・保護者・職員 |  |
|  | 福祉児童・保護者・職員 |  |
|  | 福祉児童・保護者・職員 |  |
|  | 福祉児童・保護者・職員 |  |
|  | 福祉児童・保護者・職員 |  |

※　再発行する割引証の番号について

「汚損」に係る再発行の場合は従前の割引証の番号のままとし，「紛失」に係る再発行の場合は従前の割引証の番号の末尾に「（再発行）」と付します。

様式第8号（第12条関係）

（　文　書　番　号　）

　　年　　月　　日

仙台市交通事業管理者　あて

（施設・学校名）

（施設長・学校長名）

**福祉児童運賃割引証書換発行申請書**

　　　　　　　　　　　　　　　　転 居

下記の割引証所持者が　　　　　　しましたので，割引証の書換えを申請します。

　　　　　　　　　　　氏名変更

なお，書換え後の割引証は従前の割引証と引換えに福祉児童及び保護者に交付することとし，従前の割引証は後日返納いたします。

記

福祉児童氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(割引証番号：　　　　)

保護者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(割引証番号：　　　　)

　変更事項

|  |  |
| --- | --- |
| １住所２福祉児童氏名（該当するものに○） | 新 　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　 |
| 旧 　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　 |
| 変更年月日 　　　　　　　　　年　　　月　　　日　 |

様式第9号（第12条関係）

（　文　書　番　号　）

　　年　　月　　日

（施設・学校名）

（施設長・学校長名）様

仙台市交通事業管理者　○○　○○

**福祉児童運賃割引証書換発行通知書**

　　年　　月　　日付（文書番号）で申請のありました下記の者に係る福祉児童運賃割引証及び福祉児童付添人運賃割引証の書換えを行いましたので，通知します。

記

１　割引証の書換えに係る福祉児童運賃割引証及び福祉児童付添人運賃割引証所持者

|  |  |
| --- | --- |
| 福祉児童の氏名 |  |
| 福祉児童の運賃割引証番号 |  |
| 保護者の氏名 |  |
| 保護者の運賃割引証番号 |  |
| 福祉児童及び保護者の住所 |  |
| 変更事項 | 旧： |
| 新： |

※　書換え後の割引証の番号は，従前の割引証の番号と同一です。

２　その他

・　書換え後の割引証は，従前の割引証と引換えに福祉児童及び保護者に交付してください。

・　従前の割引証は，「福祉児童運賃割引証返納届出書」（様式第11号）により，後日返納してください。

様式第10号（第13条関係）

（　文　書　番　号　）

　　年　　月　　日

仙台市交通事業管理者　あて

（施設・学校名）

（施設長・学校長名）

**福祉児童運賃割引証所持者転出報告書**

下記の福祉児童運賃割引証所持者が当施設から異動しますが，今後も発行要件に該当しますので，この旨報告します。

記

１　異動又は転校に係る福祉児童運賃割引証所持者

|  |  |
| --- | --- |
| 福祉児童の氏名 |  |
| 福祉児童運賃割引証番号 |  |
| 保護者の氏名 |  |
| 福祉児童付添人運賃割引証番号 |  |
| 福祉児童及び保護者の住所 | 旧住所： |
| 新住所： |
| 異動先の施設名 |  |
| 異動日 | 　　　年　　　月　　　日 |

※　福祉児童及び保護者の転居を伴わない場合は，「旧住所」に現住所を記載し，「新住所」は空欄とすること。

様式第11号（第14条関係）

（　文　書　番　号　）

　　年　　月　　日

仙台市交通事業管理者　あて

（施設・学校名）

（施設長・学校長名）

**福祉児童運賃割引証返納届出書**

下記の福祉児童運賃割引証及び福祉児童付添人運賃割引証が不要となりましたので，当該割引証を添えて返納します。

記

１　福祉児童運賃割引証及び福祉児童付添人運賃割引証（保護者用）

|  |  |
| --- | --- |
| 福祉児童の氏名 |  |
| 福祉児童運賃割引証番号 |  |
| 保護者の氏名 |  |
| 福祉児童付添人運賃割引証番号 |  |
| 返納事由（いずれかに○） | ①福祉児童が発行要件を満たさなくなった②福祉児童が手帳を取得した③福祉児童及び保護者が住所等書換え後の割引証の交付を受けたため，従前の割引証が不要になった④福祉児童が別の施設から異動したことにより継続発行された割引証の交付を受けたため，従前の割引証が不要になった⑤その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

２　福祉児童付添人運賃割引証（職員用）

（当該施設に福祉児童運賃割引証所持者が存在しなくなった場合）

|  |  |
| --- | --- |
| 福祉児童付添人運賃割引証の番号 |  |